

令和3年度 事業計画

(基本姿勢)

栃木県交通安全協会は、交通ルールに関する教育及び普及啓発事業等を通じて、栃木県内における交通安全道徳の向上、交通事故防止等に努め、もって、道路における交通の安全と円滑の確保に寄与することことを目的として、令和3年の交通事故死者数の抑止目標75人以下(令和3年度栃木県交通安全対策協議会決定目標)の達成に向けて、各種の交通安全に関する事業を関係機関・団体と連携を図りながら積極的かつ効率的に推進し、もって県民の理解と協力に支えられた県民のための主事業を計画の基本として推進していくものとする。

第1章 交通安全対策 第1 交通安全対策事業の推進

項目	推進内容
1 取り組む推進 重点	(推進重点) (1)子供や高齢者の交通事故防止 (2)飲酒運転等悪質、危険運転の根絶 (3)安全な交通環境の整備
2 子供や高齢者の交通事故防止	(1) 子供や高齢者の交通事故防止 ア 「子供や高齢者に優しい3S (スリーエス)運動の浸透 拡大を図るため、毎月3日 (休日の時はその前後)の強化 日に合わせて「子供や高齢者を交通事故から守る日」の啓 発活動を推進する。 イ 児童・生徒等に対する自転車の実技指導、自転車シミュを 対象とした方子と連携した方とで表別においる。 対象とした方子においる。

	(2) 前照灯の早目点灯と原則ハイビームの実践活動 ア 「前照灯の早目点灯・原則ハイビーム」の実践と「ライト4(フォー)運動」(10月1日から2月末まで)の広報を実施する。 イ 夕暮れ時から夜間に外出する歩行者等の交通事故防止のため、反射材着用等の広報活動を実施する。ウ カーブミラー、縁石、電柱等の安全施設の夜光反射板の点検整備を促進し、夜間の交通事故防止等を推進する。
3 飲酒運転等悪 質・危険運転の 根絶	(1) 広く県民に、飲酒運転の悪質性、危険性及び飲酒運転による交通事故の悲惨さについて広報・啓発し、飲酒運転の根絶を図る。 (2) 「ハンドルキーパー運動」の普及促進など、飲酒運転を許さない社会環境づくりと飲酒運転根絶の気運醸成を推進する。 (3) 暴走族を許さない社会環境づくりのための広報啓発活動を推進する。
4 自転車利用者 に対する交通事 故防止対策	 (1) すべての自転車利用者に、自転車は車両であることの周知 徹底を図る。 (2) 「自転車安全利用5則」の周知徹底を図る。 (3) 毎月8日(休日の時はその前日)の「自転車安全利用強化 日」における広報啓発活動を推進する。 (4) 自転車の定期的点検の呼びかけ、TSマークの普及・促進、 自転車保険加入を推進する。
5 シートベルト ・チャイルドシ ートの着用徹底	後部座席を含めた全席全員シートベルト着用・チャイルドシートの正しい着用を促進するため、毎月25日(休日の時はその前後)の「シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日」における広報活動等を推進する。
6 安全な交通環 境対策の推進	交通事故多発路線、交差点、カーブ、通学路等の危険箇所に おける安全対策を推進する。
7 関係機関・団体 等との連携	栃木県、栃木県警察本部をはじめ交通安全に係わる行政機関、 民間団体等との連携を密にし、地域(地区)の交通事故の実態 に応じた交通事故防止対策と支援活動を推進する。

第2 県民運動等における広報・啓発活動

1 栃木県交通安 全県民運動等の 効果的推進	栃木県、栃木県警察本部及び交通安全を推進する関係機関、 団体と緊密に連携し、各種の交通安全運動等を主催(協賛)し、 広く県民に周知させるため、新聞、テレビ、ラジオ等による広 報を推進するとともに、広報車、交通安全教育車(マロニエ号) の効果的な活動及び横断幕、懸垂幕の掲出、パンフレット、チ ラシの配布等により、交通安全思想の普及、啓発を推進する。
2 重点的に取り	(1)「高齢者交通事故防止運動」
組む運動	(2) 子供や高齢者に優しい3S(スリーエス)運動

	(3) 前照灯の早め点灯と原則ハイビームの徹底運動 (4) 飲酒運転根絶運動
3 年間を通じて 取り組む運動	 (1) 「マナーアップ!あなたが主役です」運動 (2) 自転車安全利用促進運動 (3) 交通事故「O」宣言運動 (4) シートベルト・チャイルドシート着用運動
4 各季の運動	 (1) 春の交通安全県民総ぐるみ運動 4月6日(火)~4月15日(木) (2) 夏の交通安全運動 6月1日(火)~8月31日(火)の間、各地区、団体の実態に応じて期間を定める。 (3) 秋の交通安全県民総ぐるみ運動 9月21日(火)~9月30日(木) (4) 年末の交通安全県民総ぐるみ運動 12月11日(土)~12月31日(金)
5 県民運動強化 日	 (1) 子供や高齢者を交通事故から守る日毎月3日(休日の時はその前後) (2) 自転車安全利用強化の日毎月8日(休日の時はその前後) (3) シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日毎月25日(休日の時はその前後) (4) 交通事故死ゼロを目指す日(国民運動)4月10日(土)、9月30日(木)※予定
6 令和3年交通 安全スローガン の普及・啓発	(令和3年全国スローガン) (1) 運転者(同乗者を含む)への呼びかけ ○ ゆとりある 心と車間の ディスタンス(最優秀作) ○ まあだだよ ベルトみんなが しめるまで(優秀作) ○ スピードは 視野も心も 狭くする(優秀賞) (2) 歩行者・自転車利用者への呼びかけ ○ ママなんで? 赤は止まると 習ったよ(最優秀作) ○ イヤホンを 外して聴いて 町の音(優秀作) ○ どこいくの 連れていってね ヘルメット(優秀賞) (3) 中学生以下への呼びかけ ○ 自転車に 乗るならきみも 運転手(最優秀作) ○ じてんしゃと いつもともだち へるめっと(優秀作) ○ スマホより 集中するのは 前の道(優秀作) ○ 手をあげて じぶんでまもろう いのちのあいず(優秀賞)
7 交通死亡事故 多発警報発令に 伴う緊急対策	交通死亡事故多発(全県、ブロック、地区)警報発令時においては、新聞、ラジオ、テレビ、広報車、交通安全教育車(マロニエ号)による広報を実施するほか、関係機関、団体と一体となった緊急対策を推進する。

第3 栃木県交通安全活動推進センター事業

栃木県交通安全活動推進センター(栃木県公安委員会指定)では、交通事故防止を 目的として、交通安全思想と法令遵守意識の啓蒙と普及・啓発を図るため、各種事業 (公益事業)を実施していく。

1 交通安全に関 する広報・啓発 活動

(1) 広報紙の発行

県民の交通意識の高揚を図るため、広報紙「交通安全とちぎ」を随時発行(年度3回)する。

(2) 交通安全広報カレンダーの作成・配布

県民交通安全写真コンクール(令和3年4月1日~9月30日)を実施し、優秀作品等を活用して交通安全広報カレンダーを作成、配布する。

(3) ホームページによる広報

インターネット・ホームページにより、当協会の活動状況 等に関する情報を提供し、広く県民の理解と協力を求める。

(4) 交通安全教育用資器材の貸出し

ア 交通安全教育用DVD等を企業、団体等に無料貸出しを 行う。

イ 小学校に「交通安全子供自転車大会」用の資器材の貸し 出しを行う。

(5) チャイルドシートの無料貸出し 各支所及び免許センター窓口において、チャイルドシート の無料貸出しを実施し、着用意識の高揚を図る。

(6) 自転車利用者に対する交通安全対策

ア 自転車利用者に対し、定期的な点検整備を呼びかけると ともに、自転車事故時における付帯補償のある「TSマー ク」の普及、促進を図る。

イ 中学生及び高齢者の自転車利用時におけるヘルメット着 用の普及、促進を図る。

(7) 二輪車に対する交通安全対策 「高校生二輪車講習会」の開催、「グッドライダーミィーテング」の共催等を推進する。

(8) 幼児・子供の交通事故防止対策

交通安全教育車(マロニエ号)を幼稚園、小学校、保育所に派遣し、交通安全講話、ビデオ、腹話術を活用して安全教育を推進する。

(9) 高齢者の交通事故防止対策

ア 「子供や高齢者に優しい3S運動」に関する各マスメディアによる広報活動を推進する。

イ 地域交通安全活動推進委員、地区交通安全協会女性部、 その他ボランティア活動による高齢者宅訪問活動を支援す る。

ウ 交通安全教室その他各種イベントの参加者に反射材を配 布し、反射材の普及、着用促進を図る。

2 交通事故相談 活動

栃木県交通安全活動推進センター(当協会事務局内)に「交 通事故相談所」の窓口を設置し、交通事故相談員による面接相 談、電話相談等に応じる。

3 安全な交通環 境対策活動

- (1) 交通事故多発箇所、路線、危険個所、通学路等の安全確保 に向けた活動を推進し、関係機関、団体等への働きかけと改 善要望等を実施する。
- (2) 迷惑駐車・道路不正使用の防止に関する広報啓発活動を推進する。
- (3) 信号機付加装置の設置

視覚障害者用信号機付加装置を設置し、交通弱者に優しい交通環境の整備を推進する。

- (4) 反射材を活用した危険個所等の事故防止安全対策 道路のカーブ、夜間見づらい工作物(電柱)等に夜光反射 材を貼付する活動を推進し、道路の安全な環境を確保する。
- (5) 歩道上における駐輪防止対策

自転車利用者へのマナー向上の広報活動を推進する。

4 栃木県及び交 通安全関連団体 との連携と支援

栃木県及び交通安全関連団体が行う交通安全大会、交通キャンペーン等の活動を支援するとともに、(一財)全日本交通安全協会、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車連盟等が主催する各種講習会及び講演等と連携を図り、その活動を支援する。

5 栃木県地域交 通安全活動推進 委員協議会連合 会に対する支援

栃木県地域交通安全活動推進委員協議会が有効かつ効果的な活動を行うための研修会を開催するほか、同協議会を支援するため連絡調整を行う。

第4 表彰関係

1 栃木県警察本 部長・栃木県交 通安全協会長連 名表彰

交通安全の普及啓発を目的として、交通安全功労者・優良運転者等を対象とした栃木県警察本部長、当協会長連名の表彰を行う。

ア 表彰式の開催日時、場所

- 令和3年10月29日(金)午後1時30分~
- 宇都宮市文化会館小ホール

イ 表彰

- 交通安全功労者
- 交通安全功労団体
- 優良運転者(40年・30年・20年)

2 各種表彰の 上申

(1) 全国表彰

ア 警察庁長官・全日本交通安全協会長連名表彰

- 交通栄誉章緑十字金章
- 〇 交通栄誉章緑十字銀章

イ 全日本交通安全協会長表彰

- 交通栄誉章緑十字銅章
- 交通安全優良団体·交通安全優良事業所
- 交通安全優良学校·優良交通安全協会
- 優良二輪車安全運転指導員

- (2) 管区表彰
 - ア 関東管区警察局長・関東交通安全協会連合会長連名表彰
 - 交通安全功労者・交通安全功労団体・交通安全優良事 業所
 - 優良交通安全協会·優良運転者
 - イ 関東交通安全協会長表彰
 - 優良職員
- (3) 栃木県知事表彰
 - 〇 交通安全対策功労者
 - 交通安全対策功労団体

第5 関連団体の事業に対する助成・支援

1 地区交通安全 協会に対する助 成・支援

地区交通安全協会が行っている交通安全活動等について積極的に広報を行うとともに、活動経費の助成及び交通安全運動広報用ポスター、チラシ、キャンペーン用品、広報用テープ等の支援を行う。

また、栃木県地区交通安全協会女性部連合会の活動を支援するため研修会等の開催を推進する。

2 その他関連団 体に対する支援

支援関連団体(活動費の一部助成)

- (1) 栃木県二輪車安全運転推進委員会(委員長 専務理事)
- (2) 栃木県自転車安全教育推進委員会(委員長 会長)

第2章 受託事業 第1 業務受託事業

1 栃木県からの 受託事業

令和3年度栃木県からの受託事業

- (1) 停止処分者講習·違反者講習業務
- (2) 免許窓口及び更新時講習業務
- (3) 原付講習業務
- (4) 交通安全教育車(マロニエ号)業務
- (5) 自動車保管場所現地調査業務
- (6) 自動車保管場所証明等入力事務
- (7) 道路使用許可現地調查業務
- (8) 高齢者講習通知業務
- (9) 認知機能検査(更新時·臨時)
- (10) 高齢者講習 (更新時・臨時)
- (11) 高齢者スケアード・ストレート安全教育事業

2 その他の受託 業務

令和3年度その他の受託業務

- (1) 地区交通安全協会事務
- (2) 地区安全運転管理者協議会事務(宇都宮中央支所、宇都宮東支所、足利支所)
- (3) (公財) 日本交通管理技術協会事務

第3章 自主事業

1 広報、啓発用 品等斡旋販売事 業	(1) 県、市町、教育委員会、小学校等の公的機関・団体や運輸、物流業界等に対して、交通安全思想普及・啓発に供する資料、物品等の斡旋販売を行う。(2) 高齢者や子供向けの反射材、自転車通学用ヘルメット等交通安全用品の斡旋販売を行う。
2 自動車教習事業	初心運転者の養成と免許取得者等に対する訓練、講習を目的 として (1) 栃木県自動車学校 (2) 西那須野自動車学校 を直営する。 また、障害者や高齢者に特化した教習を推進する。
3 その他の事業	(1) 証明写真撮影事業(免許センター内) (2) 県証紙売り捌き事業(免許センター、各支所)

第4章 各種会議等

1	理事会	当協会定款に基づき (1) 臨時理事会 3月(事業計画・予算) (2) 定時理事会 5月(事業報告・決算報告) (3) 臨時理事会 6月(業務執行理事選定等) (4) 臨時理事会 9月(業務執行報告 4月~8月) (5) 臨時理事会 1月(業務執行報告 9月~12月) に開催する。
2	評議員会	当協会定款に基づき (1) 定時評議員会6月(事業報告・決算、理事・監事選任) (2) 必要に応じて適宜 に開催する。
3	監事会	当協会定款に基づき、5月定時理事会の開催前に監事会を開催し、事業内容・決算内容についての監査を実施する。
4	正副会長会議	臨時理事会の開催等、必要に応じて適宜開催する。
5 員	評議員選定委 会	当協会定款に基づき、必要に応じて適宜開催する。
6	その他の会議	当協会が関係する機関・団体等の定例、随時の会議に出席し、連携した業務を推進する。 (1) 被害者支援センターとちぎ通常理事会 (2) 小平グループ交通遺児育英奨学基金運営委員会 (3) 栃木県指定自動車教習所協会通常総会 (4) 地区交通安全協会長会議 等

第5章 組織の活性、職員のスキルアップ等

1 支所長・所属 長会議	(1) 開催日時、場所 4月16日(金)午後1時30分~ ホテルニューイタヤ (2)各支所長、各所属長を招集し、令和3年度の重点・運営方 針等の意思統一を図る。
2 支所員対象ブ ロック別意見交 換会	北部ブロック、東部ブロック、南部ブロック、中部ブロック 別に支所員、事務局員の意思疎通を図るため会議を開催する。 開催時期:5月下旬~6月中
3 窓口応接向上 月間の実施	免許センター免許窓口、各支所免許窓口の快適な環境作りに向けた改善の推進と、職員の窓口応接スキルアップの向上を図るため、10月中に「窓口応接向上月間」を実施し、改善優秀所属には賞揚を行う。
4 窓口応接マニ ュアル、DVD を活用した研修 の実施	免許窓口事務の一律化と技術の向上のため、新職員等を対象として「窓口応接マニュアル」及び同マニュアルに基づき作成したDVDを活用した研修を実施する。
5 各種講習会、 研修会への参加	内外で開催される各種講習会、研修会等に職員を参加させ、 業務に必要な知識、技能を習得させる。